

天草市競争入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者等の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、天草市が実施する令和8年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者の認定に関し、認定基準を明確にし、入札等に参加する業者を適正に選定することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内業者

①建設工事部門

天草市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者（以下「登録業者」という。）のうち、次に掲げる者をいう。

ア 天草市内に主たる営業所を有する業者であること。

イ 天草市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を設置後、入札参加資格審査申請日時時点で1年以上が経過している者で、令和7年度天草市個人住民税特別徴収義務者の指定を受け、基準日時点で、当該営業所に配置された従業員等において3人以上の特別徴収を実施し（非課税者含む。）かつ、当該営業所に特別徴収を実施する技術職員を2人以上配属している業者であって、次条の認定要件を全て満たす業者であること。

②測量・建設コンサルタント等業務部門

登録業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 天草市内に主たる営業所を有する業者であること。

イ 天草市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を設置後、入札参加資格審査申請日時時点で1年以上が経過している者で、令和7年度天草市個人住民税特別徴収義務者の指定を受け、基準日時点で、当該営業所に配置された従業員等において2人以上の特別徴収を実施し（非課税者含む。）かつ、当該営業所に特別徴収を実施する技術職員を2人以上配属している業者であって、次条の認定要件を全て満たす業者であること。

※「基準日」とは、入札参加資格審査申請における「使用人の雇用状況一覧表（建設様式第7号及び第8号、委託様式第11号）」に記載する日をいい、「特別徴収を実施する者」は「基準日」時点で天草市に住民登録がある者を対象とする。

(2) 準市内業者 登録業者のうち天草市内に入札契約に係る権限を委任された営業所を有し、かつ、市内業者に当たらない業者をいう。

(3) 市外業者 市内業者及び準市内業者以外の業者をいう。

(4) 入札契約に係る権限を委任された営業所 営業所に入札及び契約に係る権限を委任されている者が勤務し、かつ、見積り、入札、契約締結等の契約の締結に係る一連の実態的な行為を行う営業所をいう。

(5) 主たる営業所 一般的に本店、本社とみなされる営業所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者としての認定要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該営業所において入札・契約に係る全ての業務が実施できること。
- (2) 法令等による許可が必要な業務にあっては、その許可を有していること。この場合において、法令等による許可が営業所ごとに必要な場合は、入札契約に係る権限を委任された営業所において許可を有していること。
- (3) 消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (4) 事務等を執り行える事務用什器及び事務用機器が備え付けられ、かつ、営業所の所在を公衆に表示するための看板、表札等が掲出されており、営業の実態が確認できるものであること。
- (5) 営業所には責任者が存在し、当該営業所が頻繁に不在の状況となるものでないこと。
- (6) 建設工事部門にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）で定める専任の技術者が常駐をしていること。
- (7) 測量・建設コンサルタント等業務部門にあっては、法令により技術者の配置が必要とされる業種にあっては、1 人以上の技術者が配置されていること。

（実態調査）

第 4 条 市長は、前条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

2 前項の実態調査に協力しない業者及び市の指導に従わない業者は、前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

（実態調査の項目）

第 5 条 実態調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 営業所の所在を明らかにした標識又は看板を設置していること。
- (2) 営業所が自社保有又は、賃貸借契約等明確な使用権の有る建物であること。
- (3) 営業所が専用スペースを有していること（職員数に対し、業務に支障がない程度の事務所スペースを確保していること。）。)
- (4) 併用住宅の場合は、営業所スペースと住居部分が分離していること（住居部分（リビング等）の一部を営業所スペースとして兼用していないこと及び出入口を住居部分の出入口と兼用していないこと。）。)
- (5) 営業所に自社専用電話及び専用ファクシミリを常設しており、他の営業所等へ常時転送になっていないこと。
- (6) 営業所に業務に必要な備品類・帳票類・契約に使用する印鑑・責任者名義の電子入札用 IC カード及びその他営業所として必要な設備が常備されていること。
- (7) 営業所の配置職員に係る勤務簿又はタイムカード等が常備されていること。
- (8) 営業所の活動状況を示すもの（電気・水道の検針票、電話・ファックスの請求書等）があること。

（実態調査の方法）

第 6 条 実態調査は、原則として登録業者に対し予告をせずに、2 人以上の調査員が現場の確認及び聴き取り調査等を行い、必要がある場合には関係書類の提示又は提出を求め、現況等について写真撮影その他の方法により記録の保存を行う。

2 調査員は、総務部契約検査課に属する職員をもって充てる。

（実態調査の報告）

第 7 条 調査員は、実態調査を行った場合は、速やかに実態調査の結果を市長に報告するものとする。

(実態調査の結果)

第8条 市長は、実態調査の結果、改善を要すると認めた登録業者に対して実態調査の結果を通知するものとし、改善結果について文書により報告を求めるものとする。

(再調査)

第9条 市長は、前条の規定により、改善を要すると認めた業者から改善結果に係る報告が提出された場合は、速やかに再調査を行い、改善がなされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善を要すると指摘された内容が軽易なものについては、この限りでない。

(その他)

第10条 市長は、実態調査の結果、法令に違反する疑いがある場合は、原則として許可権者等へ照会し、又は通報するものとする。

附 則

この基準は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年12月4日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年12月27日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年10月27日から施行する。